

京都府地球温暖化対策条例及び 京都府地球温暖化対策推進計画の 見直しについて

2025年2月25日（火）
京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課

目次

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 条例・計画の見直しスケジュール | p 3～ |
| 2 | 諮問内容等 | p 5～ |
| 3 | 京都府を取り巻く環境等 | p 8～ |
| 4 | 条例・計画の見直し概要（案） | p 13～ |
| 5 | 本日御意見いただきたい事項 | p 17～ |
| | （１）条例・計画の見直しに向けた検討 | |
| | （２）事業活動（産業・業務）／建築物の対策 | |
| 6 | ＜参考＞ 条例・計画の進捗状況について | p 50～ |
-

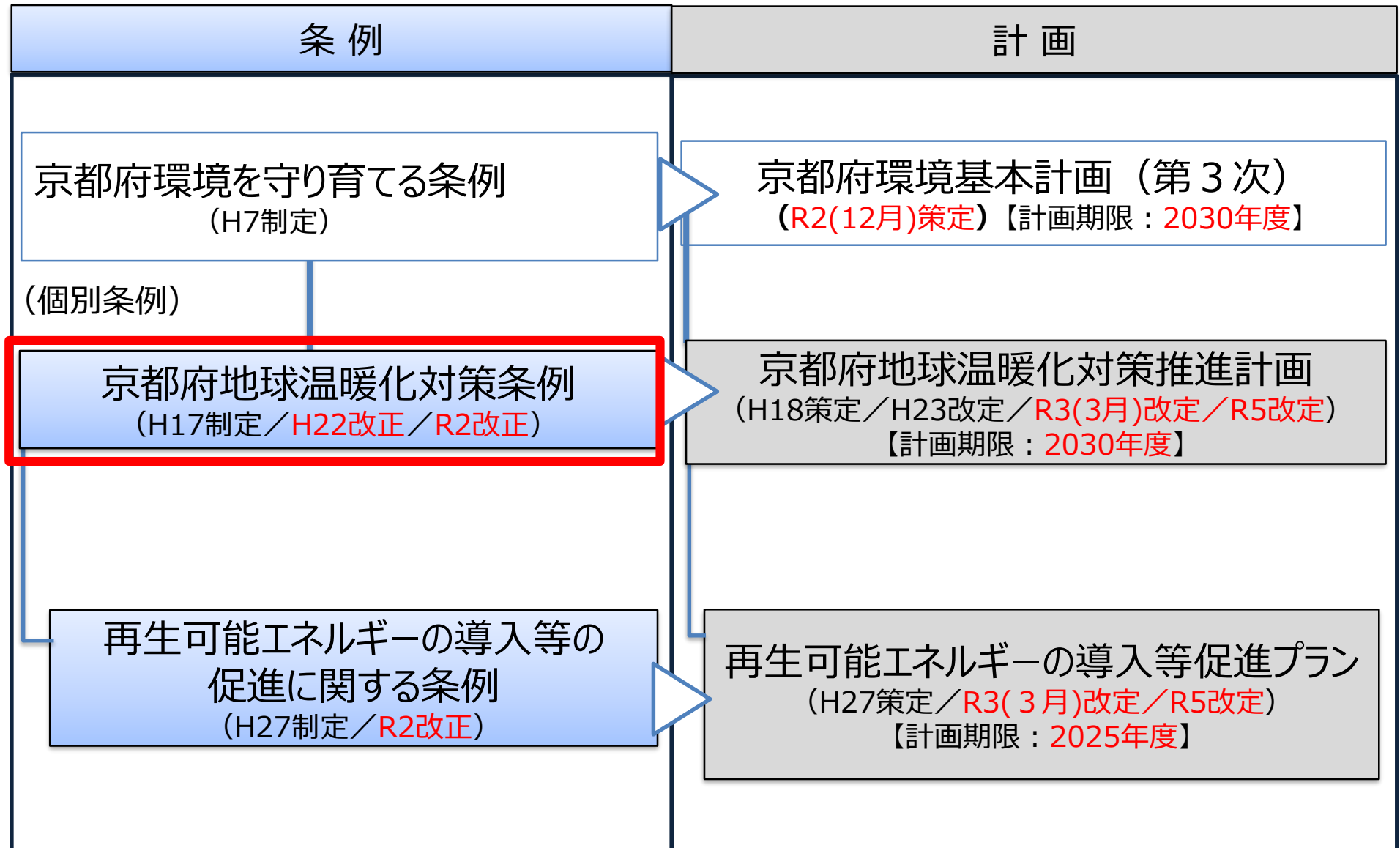
1 条例・計画の見直しスケジュール

今後のスケジュール（案）

時期	概 要
① R6. 11.25	◆ 諮問（温対計画・再エネ条例） ◆ 温対条例・計画の概要と施策の実施状況報告 ◆ 計画の見直しについて（説明）
本日 ② R7. 2.25	◆ 諮問（温対条例） ◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し ・ 事業活動（産業・業務）／建築物
③ R7.3	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し ・ 家庭／ 交通・物流（運輸）／代替フロン／廃棄物／温室効果ガス吸収源 ・ 再エネ条例の見直し
④ R7.4	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し ・ 適応策 ・ 再エネ条例の見直し

時期	概 要
⑤ R7.5	◆ 温対条例・計画、再エネ条例・プランの見直しについて ・ 概要案
6月議会 概要報告	
⑥ R7.7	◆ 温対条例・計画、再エネ条例・プランの見直しについて ・ 中間案
9月議会 中間案報告	
パブリックコメントの実施	
⑦ R7.11	◆ 温対条例・計画、再エネ条例・プランの見直しについて ・ 最終案 ・ 答申
12月議会 最終案議決	

2 諮問内容等



■ 諮問事項

京都府地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方

■ 諮問理由

国においても2050年ネットゼロ実現を見据えつつ、地球温暖化対策計画が改定されたことから、本府においても、気候変動対策を取り巻く状況変化等を踏まえ、環境保全など幅広い観点から、同条例の見直しに係る基本的な考え方について御意見いただきたく、貴審議会に諮問するもの。

■ 経過・今後の方向性等

- **2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け**、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、2020年12月に**京都府地球温暖化対策条例の改正**を行い、2030年度までに2013年度と比べて温室効果ガス排出量を40%以上削減することを新たな目標として設定することとし、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするため、2021（令和3）年3月に京都府地球温暖化対策推進計画を策定
- さらに、2023年3月には**温室効果ガス排出量の削減目標の見直し(▲46%以上)を含む改定を実施**。
- 以降、「COP28」などでも、1.5℃目標達成のため全ての部門・全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標の策定、脱炭素・低炭素技術の促進、持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターンへの移行などが決定。
- 国においても2050年ネットゼロ実現を見据えつつ、地球温暖化対策計画が数値目標（2035年度▲60%、2040年度▲73%）の見直しを含めて改定されたことから、本府においても、**京都府地球温暖化対策条例の見直しが必要**。

3 京都府を取り巻く環境等

現行計画策定以降の状況の変化

GX推進戦略（2023年7月）

- GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていくとし、**GXに向けた脱炭素の取組**として、**徹底した省エネの推進**、**再エネの主電源化**、原子力の活用等を挙げている。

COP28（2023年11-12月）

- 1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性、2025年までの排出量のピークアウト、全ガス・全セクターを対象とした排出削減、各国ごとに異なる道筋を考慮した分野別貢献（省エネ改善率2倍など）が明記されました。また、**持続可能なライフスタイルへの移行等の重要性**についても盛り込まれた。

第六次環境基本計画（2024年5月）

- 最上位概念に新たな考えが加わり、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの**生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生**の向上」、「人類福祉への貢献」を掲げている。

GX2040ビジョン（2025年2月）

- 目指す産業構造や成長のためにも**エネルギー政策と一体となり、エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素を同時実現**するため、ビジョンで示す方向性に沿って政策の具体化を進めていくこととしている。

第7次エネルギー基本計画（2025年2月）

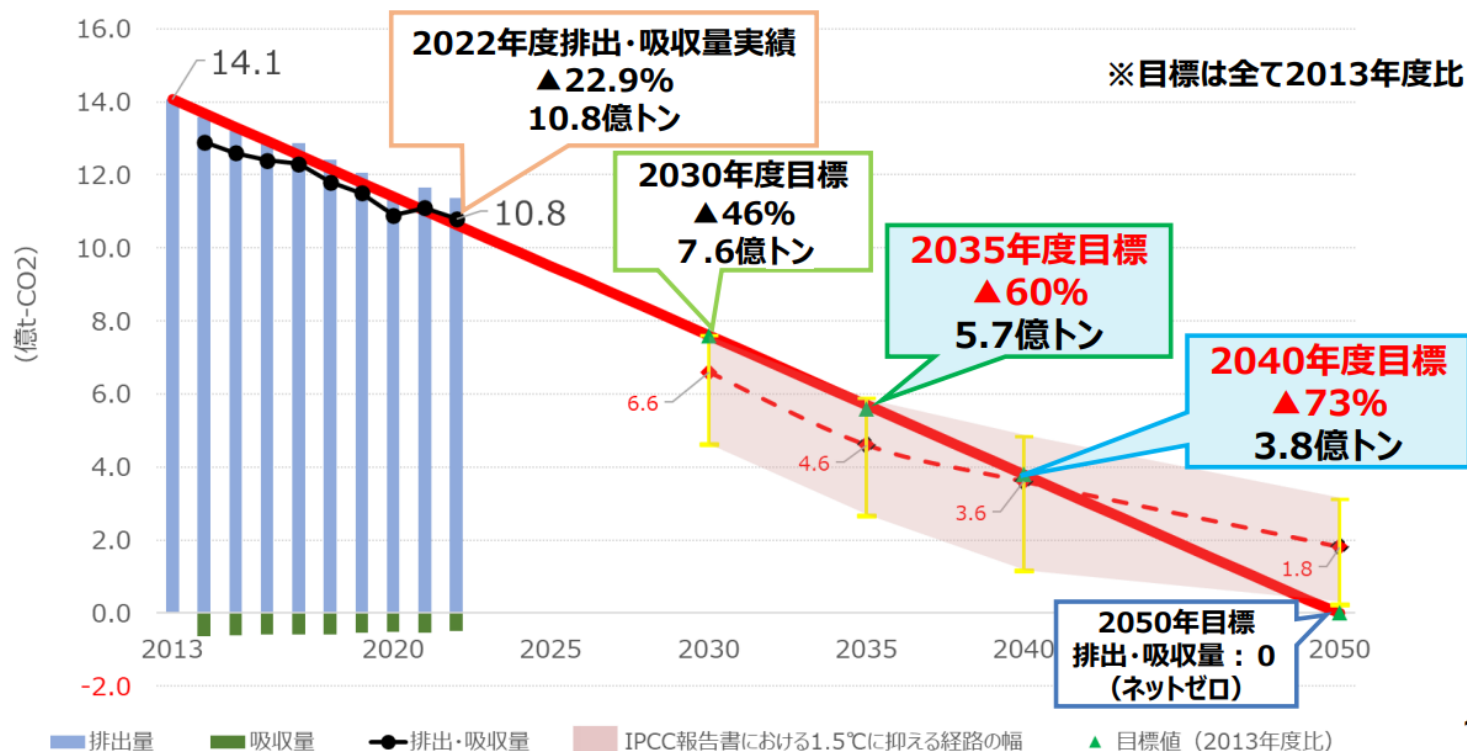
- エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、**再エネを主力電源として最大限導入**するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指し、**脱炭素電源の最大限活用**を掲げている。

地球温暖化対策計画（2025年2月）

- 削減目標として、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2013年度比で**2035年度60%削減**、**2040年度73%削減**を目指すこととし、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、**GX投資を加速**していくとしている。

- 温暖化対策削減計画が令和7年2月18日に閣議決定。（計画期間 2040年度末まで）
- 2050年ネットゼロを踏まえ、2013年度比で2035年▲60%、2040年▲73%を目指すこととしている。

- 我が国は、2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。
- 次期NDCについては、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。
- これにより、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく。



次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・くらし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型のくらしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル促進**等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

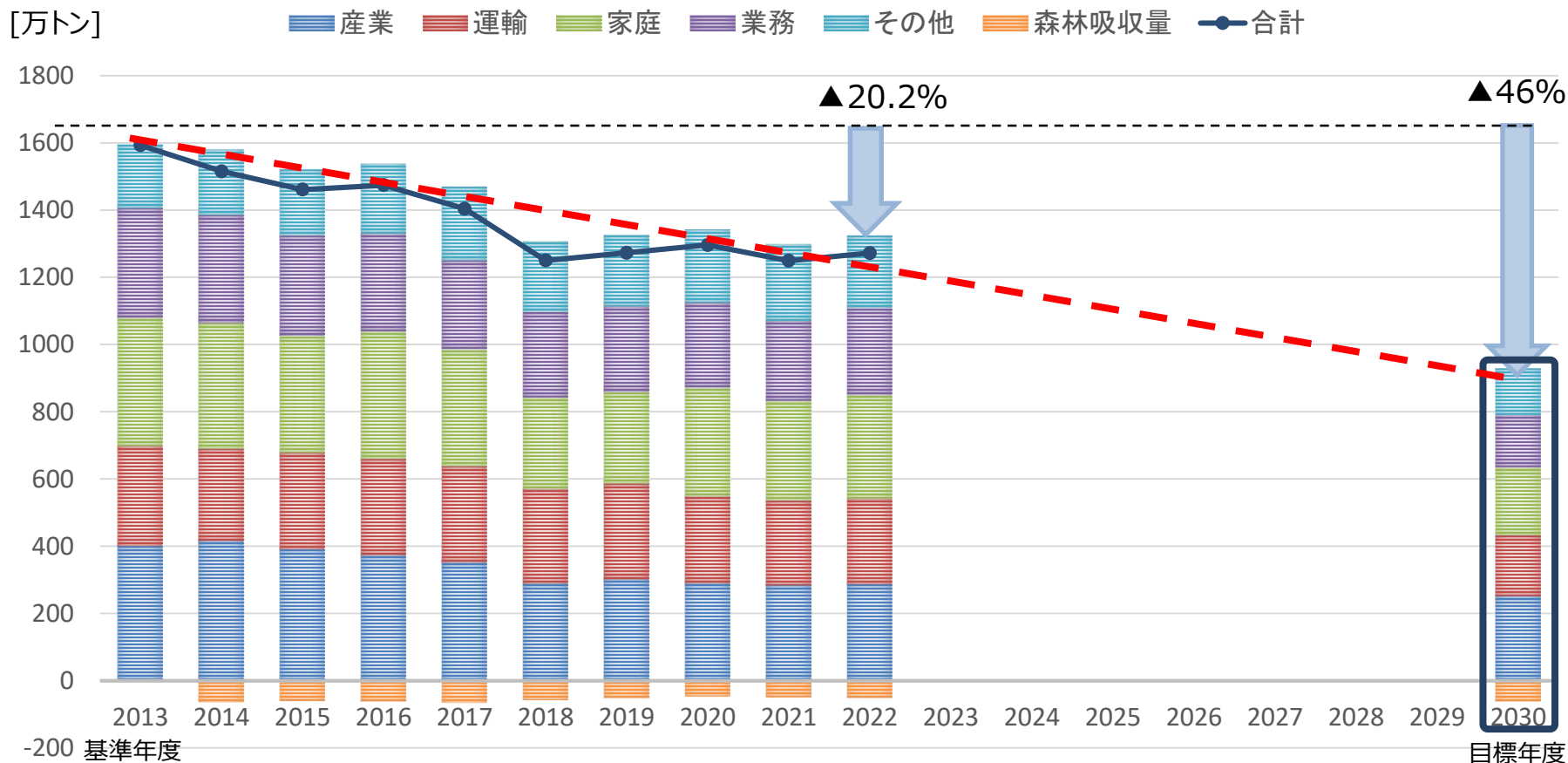
京都府における温室効果ガス排出量の進捗について

12

- 京都府の**2022年度の温室効果ガス排出量は、1,272万t-CO₂**
(前年度比では 1.8% (23 万トン) の増加)

- 基準年度である2013年度総排出量比で**20.2%減少**

→ 2030年度目標 (2013年度比46%以上) に対して、**概ね減少傾向にはあるが、順調な削減とはいえない**、2030年度の目標達成への道のりは厳しい状況。



4 条例・計画の見直し概要（案）

- 「京都府地球温暖化対策条例」については、地球温暖化対策に関する取組を一層促進していくための基本事項を定めたものであり、より具体的な施策等については「地球温暖化対策推進計画」にて定めている。

→ 条例事項に関する見直しについては、**「地球温暖化対策推進計画」の施策の見直しの中で、御検討いただきます。**

対象分野	主な条例の内容	対象分野	主な条例の内容
—	GHG削減目標、計画の策定（義務） 財政措置（義務）、施策の評価・見直し（義務）	代替フロン	代替フロンの適正管理等施策の推進（義務） 代替フロンの適切な管理（努力義務）
事業活動 （産業・業務）	事業者排出量削減計画書の作成・提出等（義務） 環境マネジメントシステム導入の報告（義務）	廃棄物、環境 物品等	環境物品等の購入（努力義務） 廃棄物の発生抑制等（努力義務）
自動車交通	エコドライブの実施（義務） 電気自動車等の使用・購入（努力義務）	森林吸収減	森林の保全及び整備等の推進（努力義務）
建築物（住宅以 外の建物、緑化含 む）	特定建築物排出量削減計画書の提出等（義務） 緑化計画書の提出等（義務）	適応策	適応策の推進等（努力義務）
家庭（電気機器・ 住宅を含む）	温暖化対策の自主的实施（義務） 省エネ電気機器等の使用（努力義務）	横断的取組	関係者との連携及び協働（義務） 環境教育等の実施（努力義務） 環境産業の育成等（努力義務）
再エネ （エネ転換）	再エネの優先的利用（努力義務） 電気事業者排出量削減計画書の提出等（義務）		

- 計画の期間：2021年度から2030年度
- 計画の位置付け：地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

2050年頃の京都府の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出

「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進
- 省エネ取組を加速化、再エネの最大限の導入・利用を推進
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進

緩和策

目標

- ➡ 2030年度の温室効果ガス排出量を46%以上削減（2013年度比）することを当面の目標とする。

加速すべき取組の方向性 ➡ 関係する分野の取組に反映

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ■ 機器・住宅の環境性能の向上 | ■ 脱炭素経営の促進 |
| ■ 交通・物流の脱炭素化の推進 | ■ 再エネの最大限の導入・需要創出 |
| ■ フロン対策の推進 | ■ 資源循環の促進 |
| ■ 森林吸収源対策の推進 | ■ 新たな環境産業の育成・支援 |
| ■ 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 | |

対象分野 ➡ 対象分野ごとに実施すべき取組

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ○ 事業活動（産業・業務） | ○ 自動車交通 |
| ○ 家庭（電気機器・住宅含む） | ○ 建築物（住宅以外の建築物、緑化含む） |
| ○ 再生可能エネルギー | ○ 代替フロン |
| ○ 廃棄物、環境物品等 | ○ 森林吸収源 |
| ○ 横断的取組 | |

適応策

目標

- ➡ 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

適応策に関する基本的事項

推進方針

1. 時間的・空間的広がり考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決策を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

適応策の方向性（進め方）

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

<対象分野>

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 農林水産部 | ② 水環境・水資源 |
| ③ 自然生態系 | ④ 自然災害 |
| ⑤ 健康 | ⑥ 産業・経済活動 |
| ⑦ 府民生活 など | |

+ 適応策を推進体制の充実・強化・・・「地域気候変動適応センター」機能を確保

計画の 進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 計画策定後、概ね5年後に見直し

- 計画の期間 : **2026年度から2040年度**
- 計画の位置付け : 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

京都府の将来像

- 2050年頃 京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出
「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す
- 2040年頃 府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と
環境との共生による安心・安全が実感できる社会

施策の基本的考え方

- ・ 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- ・ 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- ・ 徹底した省エネ・再エネの最大限の導入・利用を推進
- ・ GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- ・ 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

緩和策

目標（2013年度比）

- **2040年度の温室効果ガス排出量を●%削減**
また、2030年度に46%以上、**2035年度●%削減を目指す**

論点3

加速すべき取組の方向性

→ 関係する分野の取組に反映

- 機器・住宅の環境性能の向上
- 交通・物流の脱炭素化の推進
- フロン対策の推進
- 森林吸収源対策の推進
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- 脱炭素経営の促進
- 再エネの最大限の導入・需要創出
- 資源循環の促進
- 新たな環境産業の育成・支援

論点4

対象分野

→ 対象分野ごとに実施すべき取組

- 事業活動（産業・業務）
- 家庭（電気機器・住宅含む）
- 再生可能エネルギー
- 廃棄物、環境物品等
- 交通・物流（運輸）
- 建築物（住宅以外の建築物、緑化含む）
- 代替フロン
- 温室効果ガス吸収源

論点5

論点6

適応策

目標 →

長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

適応策に関する基本的事項

推進方針

1. 時間的・空間的広がり考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

適応策の方向性（進め方）

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

+ 適応策を推進体制の充実・強化・・・「京都気候変動適応センター」

+ 熱中症対策の強化（京都府熱中症対策方針）

基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決策を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

<対象分野>

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 農林水産部 | ② 水環境・水資源 |
| ③ 自然生態系 | ④ 自然災害 |
| ⑤ 健康 | ⑥ 産業・経済活動 |
| ⑦ 府民生活 など | |

- 横断的取組**
- 大学、ZET-valleyのスタートアップ企業、府市研究機関等と連携した脱炭素のイノベーションの創造・社会実装
 - 脱炭素に資する社会インフラの構築
 - 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 概ね5年後に見直し

5 本日御意見をいただきたい事項

(1) 条例・計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点 1 計画期間
- ✓ 論点 2 2040年頃の将来像・施策の基本的な考え方
- ✓ 論点 3 目標数値の設定
- ✓ 論点 4 加速すべき取組の方向性

- 現行計画においては、当面の目標を「2030年度まで」と設定し、計画期間について、「令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで」と設定。
- 京都府総合計画では「2040年に実現したい将来像」として「環境と共生し安心・安全が実感できる京都」を掲げ施策を実施している。
- 国の「地球温暖化対策計画」「エネルギー基本計画」では、「2040年度」を対象にした計画を策定されており、府環境基本計画も同様の計画期間とすることで検討中。

＜御意見をいただきたい事項＞

- ・ 温暖化対策の当面の目標を2040年度とし、計画期間についても「2040年度まで」としてはどうか。

- 建築物への対応、新技術の導入や行動変容等、施策のリードタイムも考慮すると、今から2040年に向けた施策を見据える必要がある
- 中期的な考え方も示しながら、府内での気候変動対策の予見可能性を高めていくことが重要
- 今後の状況変化に柔軟に対応していくよう、計画期間内においても不断の見直しを行っていく

- 温暖化対策推進計画は、条例の実施計画として、目指す将来像とその実現に向けた施策の基本的な考え方を設定
- 現行計画の施策の基本的な考え方に、新たな視点を追加

＜御意見をいただきたい事項＞

・「2040年頃の将来像」と「施策の基本的な考え方」等として不足している視点等ないか

- 経済の発展や質の高い府民生活の実現（ウェルビーイングの向上）、自然との共生を図りながら、防災・減災及び温室効果ガスの排出削減等を推進する必要がある
- 徹底した省エネルギーや脱炭素電源の導入・利用、公共部門や地域の脱炭素化、脱炭素型ライフスタイルへの転換等の需要家側の取組など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を実施
- サプライチェーン全体での取組を強化する動きも
- 様々な主体との連携を強め、新技術等も積極的に支援・推進

◆ 2050年頃の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築

◆ 2040年頃の将来像

府環境基本計画（案）

府総合計画

New

府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会

◆ 施策の基本的な考え方

● 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現

環境を軸とした環境・経済・社会の好循環を図るとともに、GXの推進等による質の高い暮らしの実現

● 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進

地球温暖化緩和対策だけでなく、熱中症予防対策等適応策も推進

● 徹底した省エネ・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進

徹底した省エネルギー、再エネ導入・利用の標準化の促進

● GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進

経済サプライチェーン全体での取組支援や新技術等への支援・推進を実施

● 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

府民・事業者等、各主体が意識改革を図り、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す

- 現行の計画では、2030年度（2013年度比）46%以上の削減を設定
2022年度時点で▲20.2%。
（国は2022年度▲22.9%でオントラック）
- 国では、削減目標を2050年ネットゼロ、2030年度▲46%（高みに向け挑戦）とし
新たに、2035年度▲60% 2040年度▲73%を設定（2013年度比）
- 計画期間を2040年度とし、当面の目標を2040年度に設定
2040年度●%（2030年度46%以上、2035年度●%、）

＜御意見をいただきたい事項＞

「目標数値」設定に向けて、どのような要素を考慮すべきか

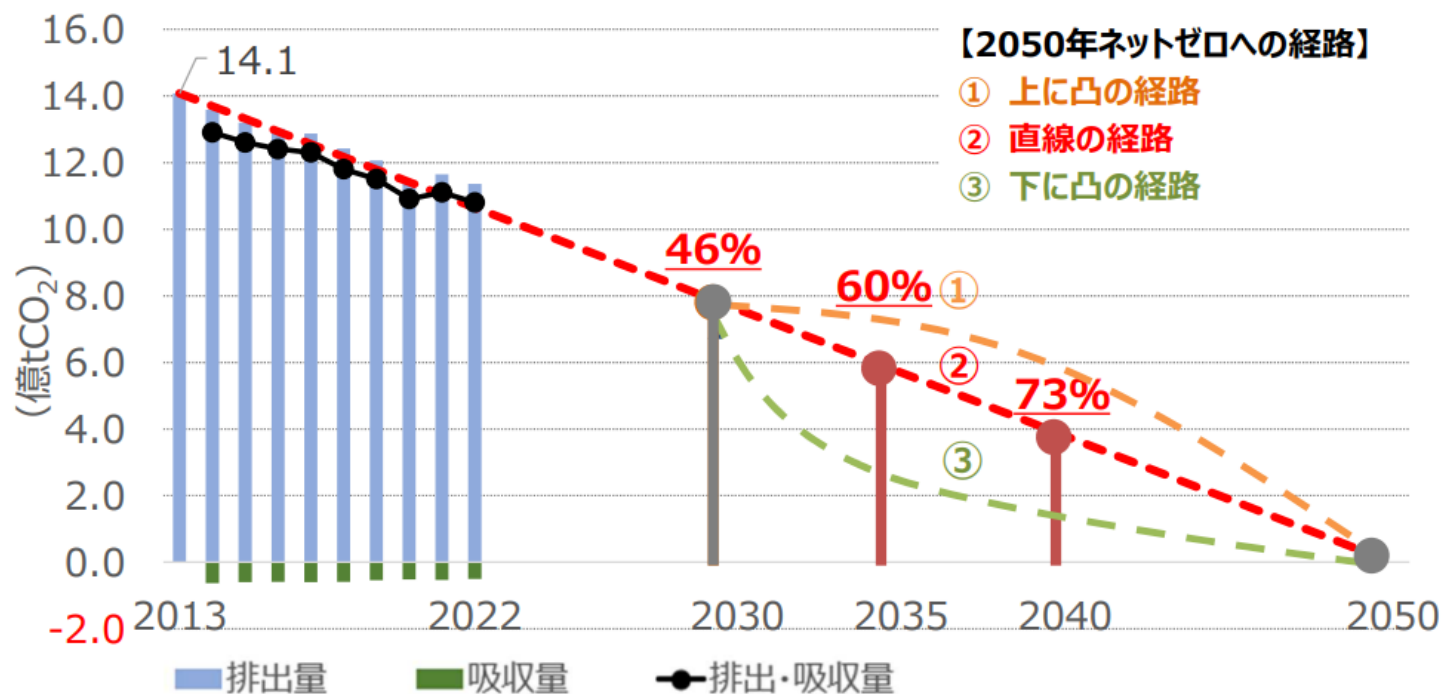
- 数値のみならず、**生活の質（ウェルビーイング）の向上を踏まえた検討**が必要
- 現状は目標に対して**順調（直線的）な削減**と言い難い
- 府民や事業者等が**納得できる目標数値**
- 社会実装までリードタイムのある**新技術の導入や経済への影響（経済成長）**にも考慮が必要

※次回の部会において、府の温室効果ガス排出量のBAU・目標数値（案）を提示します。

目標数値の設定に当たっては、**国の動向を踏まえつつ、施策内容やエネルギー消費量の将来予測等との整合**も踏まえて対応

日本の排出削減の現状と次期NDC（Nationally Determined Contribution）水準

2030年度46%削減、2050年ネットゼロを堅持。その間の経路が論点。



NDCについての代表的な見解

① 上に凸の経路

- ・ 技術の革新が生まれ、**排出削減が将来加速**することを踏まえると、上に凸といった考えもある。

② 直線の経路

- ・ **2050年ネットゼロと整合的な道筋**を示し続けることが、企業・社会にとって予見可能性を高める。

③ 下に凸の経路

- ・ **世界平均以上の目標**を掲げるという姿勢を示すことで、はじめて途上国が動く。

2030年度から先の削減目標、削減経路については、多様なご意見があったところ、**2050年ネットゼロ実現に向けた我が国の明確な経路**を示し、排出削減と経済成長の同時実現に向けた予見可能性を高める観点から、**直線的な経路を軸に検討を進めることでどうか。**

- 現行の計画では「加速すべき取組の方向性」として9つを上げ、各分野の取組に反映している

＜御意見をいただきたい事項＞

- ・ 「加速すべき取組の方向性」として、不足している視点や、課題、アプローチなどはあるか
- ・ 「京都らしさ・京都独自」の視点をどのように取り入れるか

現行計画の「加速すべき取組の方向性」

① 機器・住宅の環境性能の向上

家庭や業務部門、住まい等における創エネ・省エネ・蓄エネを総合的に推進

② 脱炭素経営の促進

中小規模事業者に対する省エネ機器等への導入支援、大規模事業者による一層の削減取組やサプライチェーン全体での排出削減に向けた取組を促進

③ 交通・物流の脱炭素化の推進

モーダルシフトやエコドライブ等の取組や物流システムの効率化、EV等の普及拡大を推進

④ 再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出

自立型再エネ設備の導入促進、住宅・工場倉庫の屋根等への導入促進、地域共生型の再エネ事業の普及促進

新たに追加する視点

➤ 自然と共生した暮らしなど多様なウェルビーイングの向上

➤ 省エネルギー基準への適合義務化等による建築物の省エネ対策の強化

➤ GXに向けた企業の取組の支援

➤ 中小企業の脱炭素経営促進のための伴走支援・協働体制の構築

➤ 再エネ導入や省エネ機器への転換による物流施設の脱炭素化

➤ 事業用車両のEV等促進と物流全体でのグリーン化促進

➤ 次世代太陽電池等新技術の活用の推進

➤ 企業のサプライチェーン全体での再エネ調達

- 現行の計画では「加速すべき取組の方向性」として9つを上げ、各分野の取組に反映している

＜御意見をいただきたい事項＞

- ・ 「加速すべき取組の方向性」として、不足している視点や、課題、アプローチなどはあるか
- ・ 「京都らしさ・京都独自」の視点をどのように取り入れるか

現行計画の「加速すべき取組の方向性」	新たに追加する視点
⑤ フロン対策の推進 代替フロン使用機器の適正管理の推進やノンフロン機器等の利用を促進	➤ 代替フロン使用機器の冷媒管理の効率化
⑥ 資源循環の促進 低環境負荷の商品・サービスの選択の推進や廃棄物発生抑制、再使用の2Rの取組を推進	➤ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
⑦ 森林吸収源対策の推進 二酸化炭素を吸収する森林の適正管理と森林資源の利活用の推進	➤ 森林吸収源における研究知見の共有 ➤ ブルーカーボンやその他の吸収源の取組も含めた施策
⑧ 新たな環境産業の育成・支援 新技術によるエネルギー需給の最適化や効率的な省エネ、再エネの長期安定化に資する地域産業基盤の確立を推進	➤ 脱炭素ビジネスや脱炭素技術に係る産業育成・支援
⑨ 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 環境教育や、中間支援組織等を中心とした協働の取組を推進	➤ デコ活等の推進による府民の意識改革や行動変容

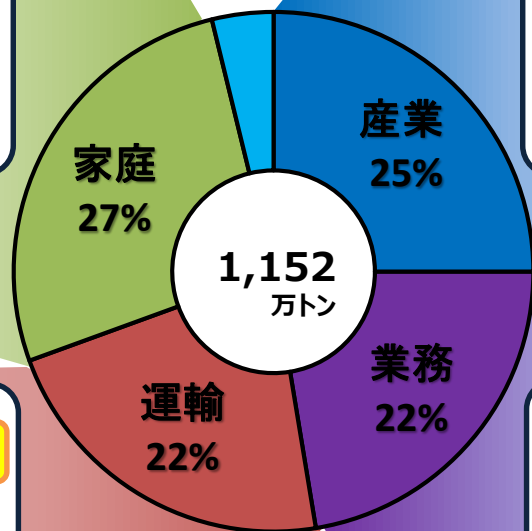
5 本日御意見をいただきたい事項

(2) 事業活動（産業・業務）・建築物の対策

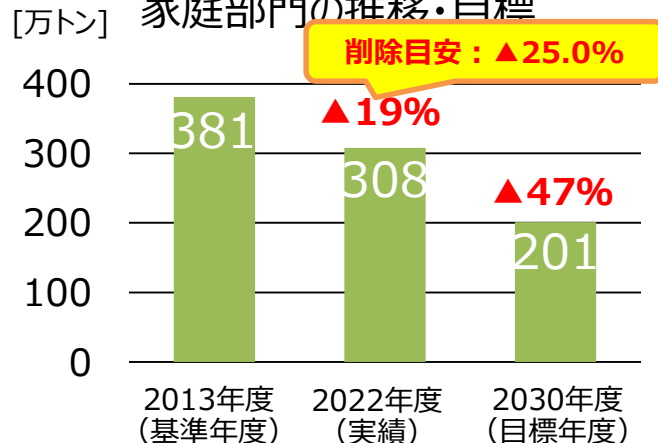
- ✓ 論点5 事業活動（産業・業務）の対策
- ✓ 論点6 建築物の対策

【参考】部門別の温室効果ガス排出量

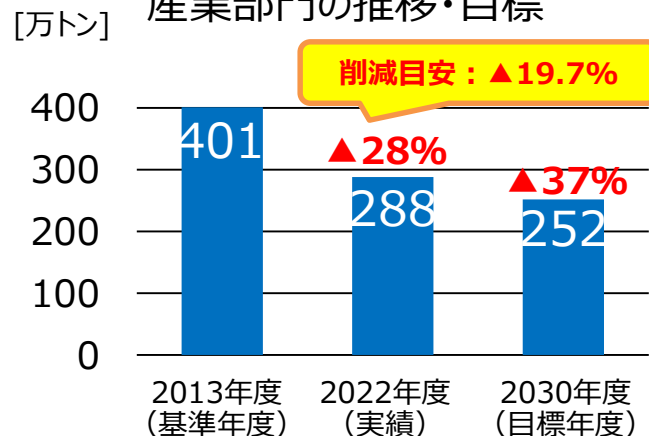
2022年度の府内排出実績



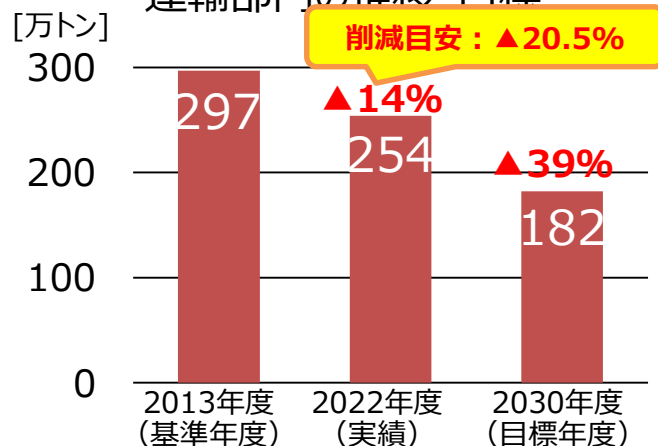
家庭部門の推移・目標



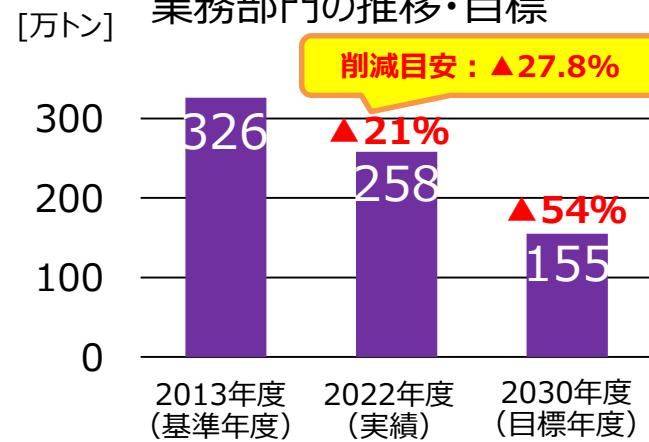
産業部門の推移・目標



運輸部門の推移・目標



業務部門の推移・目標



- 「事業活動（産業・業務）」に関する温暖化対策について、条例で定める主な内容は以下のとおり。

対象分野	主な条例の内容	対象分野	主な条例の内容
—	GHG削減目標、計画の策定（義務） 財政措置（義務）、施策の評価・見直し（義務）	代替フロン	代替フロンの適正管理等施策の推進（義務） 代替フロンの適切な管理（努力義務）
事業活動 （産業・業務）	事業者排出量削減計画書の作成・提出等（義務） 環境マネジメントシステム導入の報告（義務）	廃棄物、環境 物品等	環境物品等の購入（努力義務） 廃棄物の発生抑制等（努力義務）
自動車交通	エコドライブの実施（義務） 電気自動車等の使用・購入（努力義務）	森林吸収減	森林の保全及び整備等の推進（努力義務）
建築物（住宅以 外の建物、緑化含 む）	特定建築物排出量削減計画書の提出等（義務） 緑化計画書の提出等（義務）	適応策	適応策の推進等（努力義務）
家庭（電気機器・ 住宅を含む）	温暖化対策の自主的实施（義務） 省エネ電気機器等の使用（努力義務）	横断的取組	関係者との連携及び協働（義務） 環境教育等の実施（努力義務） 環境産業の育成等（努力義務）
再エネ （エネ転換）	再エネの優先的利用（努力義務） 電気事業者排出量削減計画書の提出等（義務）		

大規模事業者

- 排出量削減計画・報告・公表制度
 - ・ 特定事業者における排出量削減計画・報告（条例事項）
 - ・ 環境マネジメントシステム導入の報告（条例事項）
 - ・ 再生可能エネルギー導入の報告（再エネ条例事項）

- 排出削減量取引制度
 - ・ 中小企業におけるクレジット創出と大企業における購入によるオフセット
- 事業者向け脱炭素行動促進事業
 - ・ 条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助
- サプライチェーン脱炭素化支援事業
 - ・ 大企業等とサプライヤーが連携した脱炭素化の取組を支援

中小規模事業者

- 金融機関等と連携した地域脱炭素・京都コンソーシアム
- 京都ゼロカーボン・フレームワーク
- ZEBアドバイザー派遣
- 省エネ設備・再エネ・蓄電池等補助
- EMS・省エネ診断事業

京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度

府内排出量に占める特定事業者排出量の割合

- ・ 府内実排出量【事業分野】に占める特定事業者排出量は、約 4 割を占める。
- ・ 2022年度においては、産業・業務部門での特定事業者排出量は半数以上を占める。

	2013年度			2022年度		
	府内実排出量 【事業分野】 (万t-CO2)	特定事業者 排出量 (万t-CO2)	各部門での特 定事業者の占 める割合(%)	府内実排出量 【事業分野】 (万t-CO2)	特定事業者 排出量 (万t-CO2)	各部門での特 定事業者の占 める割合(%)
産業	401	187.1	<u>47%</u>	288	179.4	<u>62%</u>
業務	326	138.6	<u>43%</u>	258	135.5	<u>53%</u>
運輸 (家庭以外)	297	42.0	<u>14%</u>	254	28.6	<u>11%</u>
合計	1024	367.7	<u>36%</u>	800	343.5	<u>43%</u>

京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度

1. 対象事業者

区 分	要 件 ※算定は省エネ法に準拠
大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して年間1,500kl以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック：100台以上、バス：100台以上、タクシー：150台以上を保有する運送事業者及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して年間3,000トン以上の事業者

2. 義務事項

（1）条例で定める計画期間での事業活動に伴う温室効果ガスの排出量、削減措置、削減目標等に関する削減計画書及び報告書の作成・提出

○3年間の削減計画に関する 事業者排出量削減計画書（計画書）

＜提出期限：9月末…3年に1度＞

○計画の実施状況を報告する 事業者排出量削減報告書（報告書）

＜提出期限：7月末（毎年度）＞

（2）特定事業者は目標削減率※を目安に削減取組を実施

※産業部門▲4%、業務部門▲6%、運輸部門▲2%

（3）その他

特定事業者による再エネ導入等の取組を促進するため、再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設するとともに、導入等の基準（35%）を設定

第五計画期間：令和5～7年度

第一計画期間：平成23～25年度
第二計画期間：平成26～28年度
第三計画期間：平成29～令和元年度
第四計画期間：令和2～4年度

3. 第四計画期間（令和2～4年度）実績報告書のとりまとめ結果

（1）温室効果ガス排出量（二酸化炭素（CO₂）換算）

○第四計画期間の平均増減量は、▲30.9万トン-CO₂/年。

年平均増減率は▲8.0%で、府が設定した目標削減率（▲2.3%）を5.7ポイント上回る削減を達成。

○令和4年度（単年度）の特定事業者全体の排出量は343.5万トン-CO₂で、基準年度排出量（平成31年度実績又は平成29～31年度実績値の平均）と比較して、40.1万トン-CO₂削減。

京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度

特定事業者における温室効果ガス排出状況（第1～4計画期間）

- 府内で約250社前後の事業者が本制度の対象（第4計画期間までとりまとめ完了）。
- 概ね各分野での基準年度に対する削減率目標を達成。
（第4計画期間までの目標削減率：産業▲2%、業務▲3%、運輸▲1%）

	第1計画期間 (H23－25年)				第2計画期間 (H26－28年)				第3計画期間 (H29－R1年)				第4計画期間 (R2－R4年)			
	事業者数	基準 年度 排出 量 (万t- CO2)	基準 年度 比平均増 減量 (万t- CO2)	年平均 増減 率 (%)	事業者数	基準 年度 排出 量 (万t- CO2)	基準 年度 比平均増 減量 (万t- CO2)	年平均 増減 率 (%)	事業者数	基準 年度 排出 量 (万t- CO2)	基準 年度 比平均増 減量 (万t- CO2)	年平均 増減 率 (%)	事業者数	基準 年度 排出 量 (万t- CO2)	基準 年度 比平均増 減量 (万t- CO2)	年平均 増減 率 (%)
産業	115	208.1	▲ 16.1	▲ <u>7.7</u>	108	249.9	▲ 19.9	▲ <u>8.0</u>	108	236.0	▲3.4	▲ <u>1.4</u>	112	150.9	▲9.4	▲ <u>6.2</u>
業務	122	155.0	▲ 13.7	▲ <u>8.8</u>	117	188.1	▲ 12.7	▲ <u>6.8</u>	113	178.7	▲7.7	▲ <u>4.3</u>	107	201.1	▲ 18.0	▲ <u>9.0</u>
運輸	26	45.0	▲ 2.5	▲ <u>5.6</u>	27	43.4	▲1.5	▲ <u>3.6</u>	25	41.4	▲1.2	▲ <u>2.9</u>	25	31.6	▲3.4	▲ <u>10.9</u>
合計	263	408.1	▲ 32.3	▲ <u>7.9</u>	252	481.5	▲ 34.2	▲ <u>7.1</u>	246	456.1	▲ 12.3	▲ <u>2.7</u>	244	383.6	▲ 30.9	▲ <u>8.0</u>

京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度

再生可能エネルギー導入報告書のとりまとめ

- 提出のあった212者の再エネ利用率の平均は10.3%であり、前年度から1.3%増加。
- 指針で規定する再エネ利用目標（35%）の達成事業者数は25事業所（約12%）で、前年度から2%増加。

■ 部門別結果（実績）

	提出数		再エネ利用割合（平均）		「35%」達成者数	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
産業	101	107	10.9%	15.9%	11 (10.9%)	15 (14.0%)
業務	92	86	7.8%	5.6%	9 (9.8%)	9 (10.5%)
運輸	18	19	4.4%	1.8%	1 (5.6%)	1 (5.3%)
全体	211 → 212		9.0% → 10.3%		21 (10%) → 25 (12%)	

「地域脱炭素・京都コンソーシアム」の概要

- カーボンニュートラルの実現に向けては、京都府内の企業の大半を占める中小企業の脱炭素化の促進が重要であり、そのためには地域金融機関等による支援が不可欠。
- 地域金融機関には、融資先企業等との対話を通じて、気候変動に関連する各企業のリスクやチャンス را把握・分析し、各企業が置かれている状況を経営者等に適切に伝えた上で、各企業の脱炭素化を推進することを期待。
- こういった状況を踏まえ京都府では、令和4（2022）年12月1日に地域金融機関・産業界・行政を構成団体とする「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立し、地域金融機関の営業力・融資ネットワーク等を活用した中小企業の脱炭素化支援に関する課題整理及び対応、さらには行政施策について議論。
- 合わせて、地域金融機関と中小企業が活用しやすいサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）の仕組みである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を令和5（2023）年1月に構築。

コンソーシアムによる中小企業支援のイメージ図

（が構成団体）

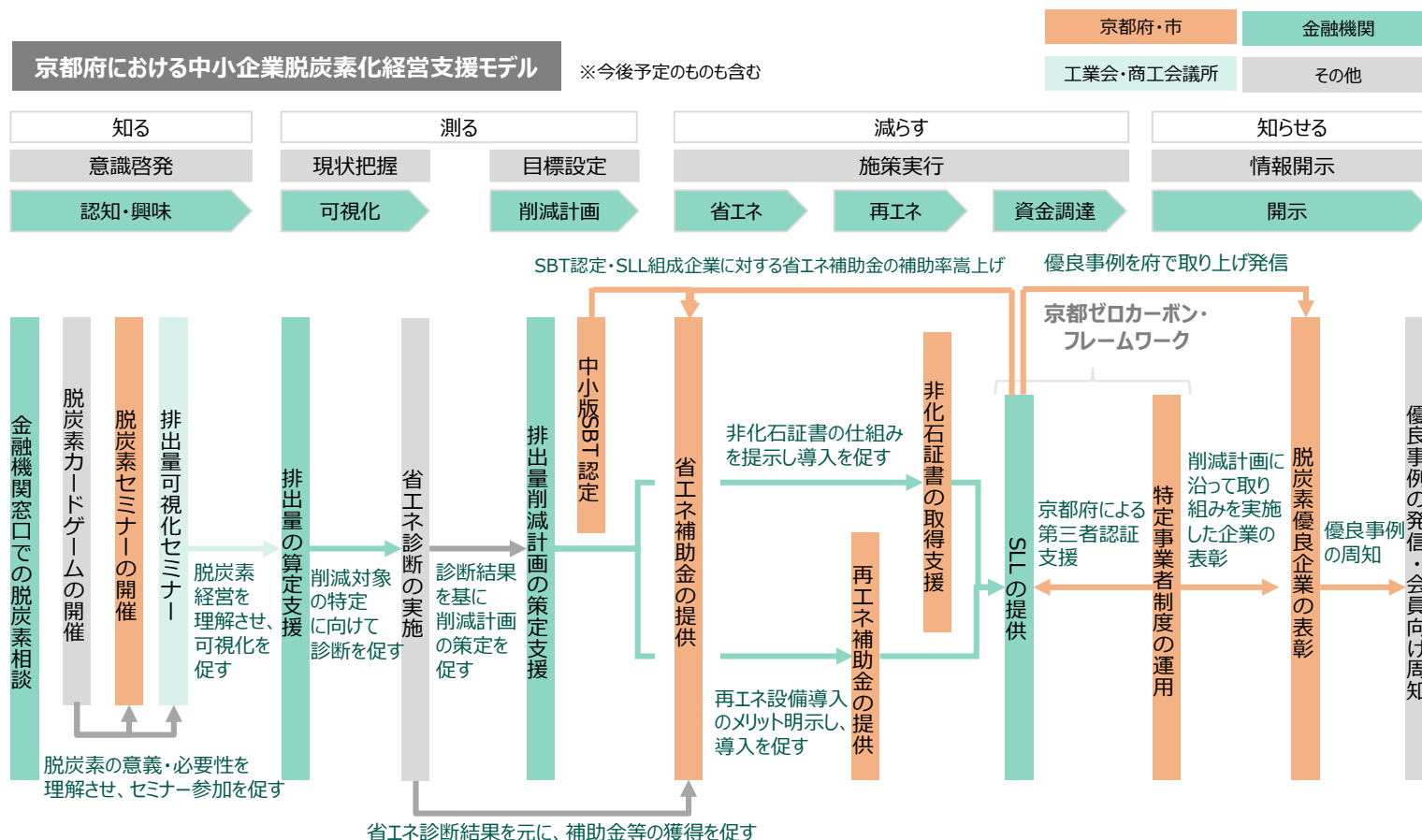
当面の主な検討テーマ

- ①各金融機関による支援体制の整備（人材育成・資格取得など）
- ②ESG投融資の手法の整備（京都ゼロカーボン・フレームワークなど）



地域脱炭素・京都コンソーシアムにおける脱炭素経営支援メニュー

- 京都府では、主に中堅・中小企業をターゲットとしてコンソーシアム構成団体が展開する支援メニューを意識啓発～情報開示の各ステップに応じて一気通貫でとりまとめることで、府内中小企業の脱炭素を支援。



京都ゼロカーボン・フレームワークの概要

- 京都府は、金融機関と連携し、「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を活用したサステナビリティ・リンク・ローンの組成等を通じ、2050年カーボンニュートラル達成に資する府内企業の脱炭素化の取組を推進（R5.1.30運用開始）

※全国初の金利優遇スキームであり、環境省「令和4年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業」に採択

※第11回プラチナ大賞において、「大賞・経済産業大臣賞」を受賞



目的

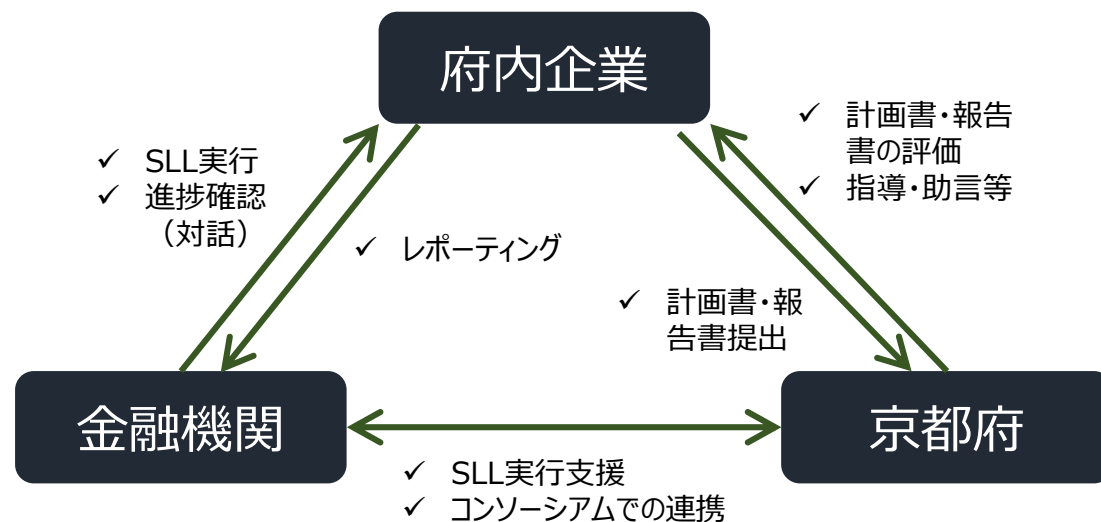
- 地域金融機関と連携して、脱炭素に取り組む府内中小企業等への融資金利を優遇する仕組みを創設し、中小企業の脱炭素化を促進

概要

- 中小企業へのアプローチとして金融機関の融資ネットワークに着目。**削減目標の達成により金利優遇を受けられる融資契約**において必要な第三者評価に、京都府条例に基づく特定事業者制度を準用し、審査コストを省略
- KPI：府内事業者の事業活動から排出されるCO2排出量の削減
- SPT：産業部門▲4%、業務部門▲6%、運輸部門▲2% ※特定事業者制度の目標削減率と同等水準

＜フレームワークの実績等＞

- フレームワークの利用開始日・実績
令和5(2023)年1月30日～ ※2030年度末まで
融資件数：126件（R6.12末時点）
- 利用可能な事業者
府内に事業所（工場、事業場、店舗等）を有する事業者
- 取り扱い金融機関
株式会社京都銀行、京都信用金庫、
京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、
株式会社南都銀行、株式会社滋賀銀行
株式会社商工組合中央金庫



京都ゼロカーボン・フレームワークにおける排出量削減実績

- 京都ゼロカーボン・フレームワーク利用企業の第1年度排出量合計は38.4千トン-CO2で、基準年度排出量（過去3ヶ年度実績の平均値又は前年度の実績値）から5.6千トン-CO2削減（▲12.9%）

業種区分	※1 企業数	基準年度 排出量 (千t-CO2)	第1年度実績		
			排出量 (千t-CO2)	基準年度比増減 量 (千t-CO2)	基準年度比増減 率 (%)
産業＋業務部門	88	26.9	23.7	▲3.2	▲12.1
運輸部門	4	17.1	14.7	▲2.4	▲14.2
合計	92	44.1	38.4	▲5.6	▲12.9

※1 京都ゼロカーボン・フレームワーク利用企業のうち、第1年度実績報告済みの企業数

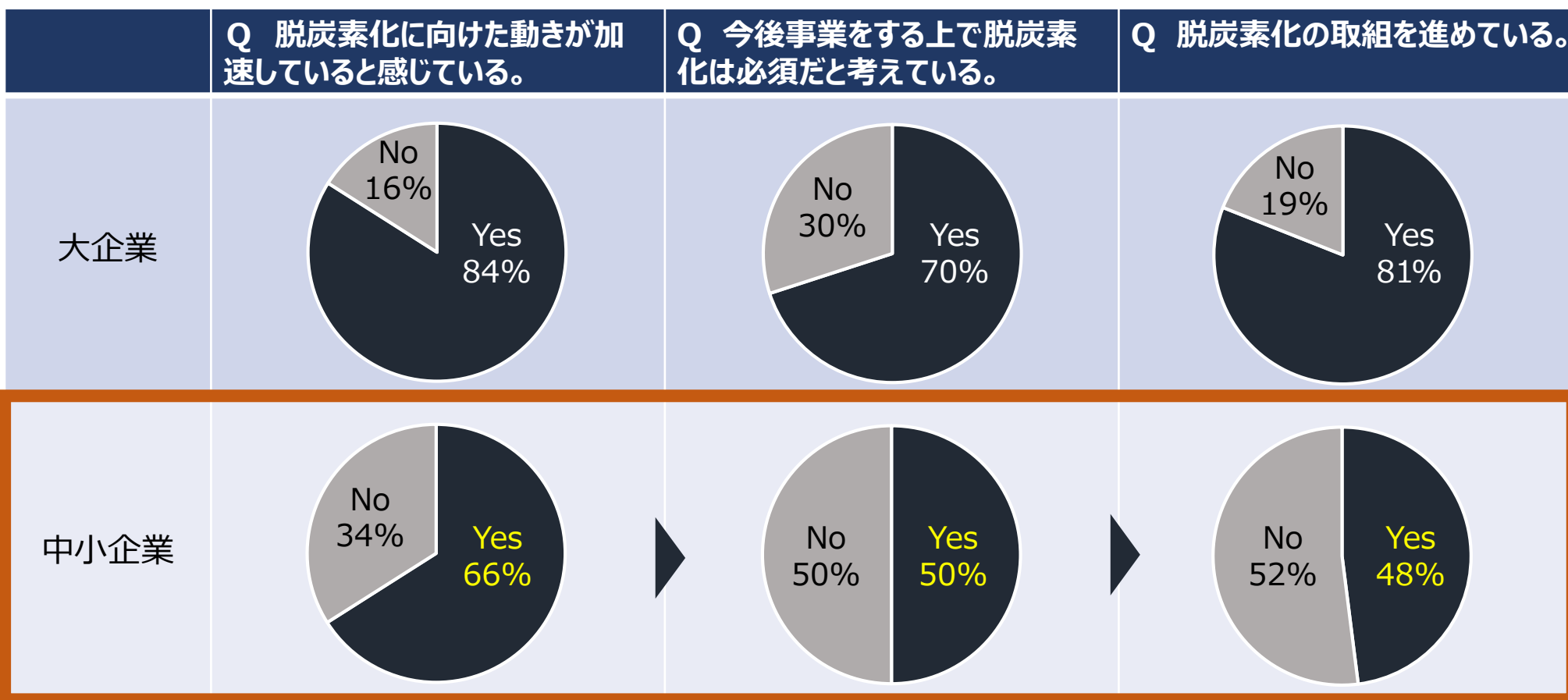
※2 四捨五入の関係で、各欄の値の合計と合計欄の値が一致しない場合がある

（参考）京都府内企業における脱炭素経営に向けた取組アンケート

- 脱炭素に資する事業者の支援方策を検討するため、京都府内の事業者を対象に脱炭素経営に向けたアンケート調査を実施。

＜調査対象者＞ 府内に事業所等がある事業者
 ＜調査方法＞ インターネット調査

＜調査期間＞ 令和6年10月25日～12月15日
 ＜回答者＞ 128（大企業33%、中小企業等67%）



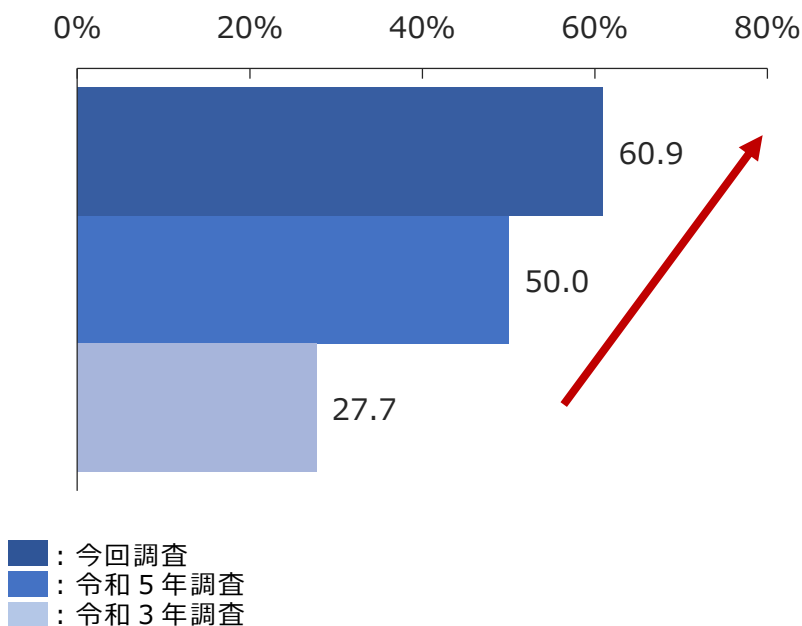
（参考）京都府内企業における脱炭素経営に向けた取組アンケート

- 脱炭素に資する事業者の支援方策を検討するため、京都府内の事業者を対象に脱炭素経営に向けたアンケート調査を実施。

過去調査結果から経年変化をみると、脱炭素化の取組を進めている企業の割合は増加傾向。

一方、企業規模別・従業員数別でみると、大企業、従業員数1,001人以上の企業に比べて、企業規模・従業員数が小さくなるほど、脱炭素化の取組を進めている企業の割合は少なくなる傾向。

【脱炭素化の取組を進めている。】



全体		128	60.9
地域別	京都市	79	57.0
	京都市以外	49	67.3
企業規模別	大企業	43	81.4
	中小企業	74	54.1
	個人事業主+その他	11	27.3
従業員数別	1,001人以上	30	80.0
	101人～1,000人	43	72.1
	1～100人	55	41.8
業種別	産業部門	76	72.4
	運輸部門	5	60.0
	業務部門	47	42.6

令和5年調査		178	50.0
令和3年調査		466	27.7

※n=30未満は参考値。

n=30以上で

- 全体+10pt以上
- 全体+5pt以上
- 全体-5pt以下
- 全体-10pt以下

- 現行の計画では、「事業活動（産業・業務）」分野の目標達成に向けた取組として、大規模事業者に対しては、排出量削減計画書制度による排出量削減や再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、中小規模事業者に対しては、省エネ設備等への更新やEMS診断を支援。また、サプライチェーン排出量の削減に資する取組を支援するとともに、地域金融機関と連携し、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワーク等を通じて、中小企業の脱炭素化を促進。

＜今回、御意見をいただきたい事項＞

- ・ 「事業活動（産業・業務）」における目標達成に向けた取組の検討の方向として、不足している視点や、追加で求められるアプローチなどはあるか。
- ・ 「京都らしさ・京都独自」の視点をどのように取り入れるか。

現行計画における「事業活動（産業・業務）」分野の目標達成に向けた取組

対象となる分野	目標達成に向けた取組
事業活動（産業・業務）	◇事業活動における脱炭素化の推進＜大規模事業者＞
	◇事業活動における脱炭素化の推進＜中小規模事業者＞
	◇事業活動における脱炭素化の推進＜サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減＞
	◇脱炭素経営の促進
	◇行政の率先行動の実施

- 「事業活動（産業・業務）」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

	現状	方向
事業活動における脱炭素化の推進 ＜大規模事業者＞	➤ <u>排出量削減計画書制度による目標設定により、排出量削減が進むとともに、自家消費型太陽光発電設備の設置や再エネ電力メニューの導入により再生可能エネルギーの導入・利用拡大が進んでいる</u> ➤ 今後、Scope3の対応など<u>サプライチェーン全体での取組が期待</u>	➤ 計画未達成事業者等を対象に引き続き指導・助言を実施するなど事業者に応じた細やかな支援 ➤ 排出量削減計画策定事業者の取組を公表することにより、<u>社会や市場（投資家）での評価を通じて、大規模排出事業者以外へも排出量削減計画策定の促進</u> ➤ 大規模排出事業者自身のみならず、<u>サプライチェーン全体での取組を推進</u>
事業活動における脱炭素化の推進 ＜中小規模事業者＞	➤ <u>省エネ診断等を活用した設備更新や再エネ導入</u>により、中小企業における脱炭素経営が普及 ➤ 省エネや再エネの必要性の理解不足や、理解するものの、人材や知識、資金不足等から取組を断念するケースも	➤ 事業者単独だけではなく、<u>サプライチェーン・金融機関との連携強化により、脱炭素への理解醸成や排出量算定を実施している企業の取組拡大と、取組着手した企業への効果的な脱炭素経営支援を推進</u> ➤ <u>相談できる専門機関との効果的な連携により取組促進</u>

- 「事業活動（産業・業務）」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

	現状	方向
サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減	➤ サプライヤーに排出量削減に向けた取り組みを促進するなど、<u>サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた取組を行う先進的な事例</u>もあるが、一部の企業にとどまっている	➤ サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを他のサプライヤーや他のサプライチェーンへ波及させるなど <u>ロールモデルとなる取組を共有</u> ➤ SCOPE 3 までのサプライチェーン排出量の算定や <u>CFP算定を行おうとする企業の取組の更なる支援・人材育成</u>
脱炭素経営の促進	➤ 京都府独自の <u>サステナブルファイナンスのフレームワークの活用</u>を通じて、中小企業の脱炭素化を促進 ➤ 一方、中小企業においては脱炭素化経営に向けた <u>取組状況にバラツキ</u>がある	➤ 中小企業の脱炭素化を支援する金融機関や脱炭素化を進める企業内の <u>人材育成</u> ➤ <u>GX企業等からの優先調達の推進</u> ➤ 企業・金融機関等多様な主体が参画して、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする <u>協働の場の創設</u>

- 「事業活動（産業・業務）」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

	現状	方向
行政の率先行動の実施	➤ 2021年12月に策定した「<u>府庁の省エネ・創エネ実行プラン</u>」に基づき、ZEB化、LED化、<u>太陽光導入、EV導入に向けた計画</u>を実行中 ➤ 今後、全庁的な率先行動の拡大が必要	➤ 国補助金等を活用しつつ、<u>計画的な予算確保・設備等の導入</u>を促進 ➤ ZEB化にあたっては、<u>府有施設に専門的なアドバイザー派遣等</u>を促進

5 本日御意見をいただきたい事項

(2) 事業活動（産業・業務）・建築物の対策

- ✓ 論点5 事業活動（産業・業務）の対策
- ✓ 論点6 建築物の対策

建築物における温暖化対策について（建築物省エネ法等の改正）



改正建築物省エネ法等の背景・必要性、目標・効果

背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化

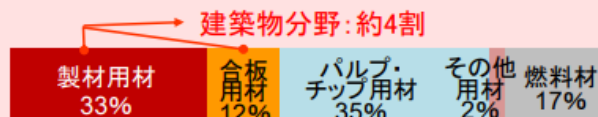
エネルギー消費の約3割を占める
建築物分野での省エネ対策を加速

＜エネルギー消費の割合＞（2019年度）



木材需要の約4割を占める
建築物分野での木材利用を促進

＜木材需要の割合＞（2020年度）



○「エネルギー基本計画」（2021年10月22日閣議決定）※

- ・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
- ・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

※「地球温暖化対策計画」（2021年10月22日閣議決定）にも同様の記載あり

○「成長戦略フォローアップ」（2021年6月18日閣議決定）

- ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

＜2050年カーボンニュートラルに向けた取組＞

【2050年】

ストック平均で、ZEH・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）水準の省エネ性能の確保を目指す

【2030年】

新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。

- 2013年度からの対策の進捗により、住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減（2030年度）

改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化

Point

・ 2022年に建築物省エネ法の改正法が公布され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置。

省エネ性能の底上げ 2025年4月～ 建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行			改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務		適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務		適合義務 2021.4～	適合義務
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

より高い省エネ性能への誘導 2024年4月～ 建築物省エネ法

住宅トップランナー制度の対象拡充(施行済)

省エネ性能表示の推進

【改正前】建売戸建、注文戸建
賃貸アパート
【改正後】分譲マンションを追加

・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示
・ 必要に応じ、勧告・公表・命令

(参考) 誘導基準の強化[省令・告示改正]
低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
一次エネルギー消費量基準等を強化

	【改正前】	【改正後】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30～40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

ストックの省エネ改修 2023年4月～ 住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設(住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

形態規制の合理化(施行済) 省エネ改修で設置 建築基準法

高効率の熱源設備 絶対高さ制限

高さ制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合
⇒ (市街地環境を害さない範囲で) 形態規制の特例許可

再エネ利用設備の導入促進 2024年4月～ 建築物省エネ法

促進計画 市町村が、地域の实情に応じて、太陽光発電等の再エネ利用設備※1の設置を促進する区域※2を設定

※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電 等
※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化 ※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用設備を設置する場合
⇒ 形態規制の特例許可

太陽光パネル等 太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加

- 「建築物」に関する温暖化対策について、条例で定める主な内容は以下のとおり。

対象分野	主な条例の内容	対象分野	主な条例の内容
—	GHG削減目標、計画の策定（義務） 財政措置（義務）、施策の評価・見直し（義務）	代替フロン	代替フロンの適正管理等施策の推進（義務） 代替フロンの適切な管理（努力義務）
事業活動 （産業・業務）	事業者排出量削減計画書の作成・提出等（義務） 環境マネジメントシステム導入の報告（義務）	廃棄物、環境 物品等	環境物品等の購入（努力義務） 廃棄物の発生抑制等（努力義務）
自動車交通	エコドライブの実施（義務） 電気自動車等の使用・購入（努力義務）	森林吸収減	森林の保全及び整備等の推進（努力義務）
建築物（住宅以 外の建物、緑化含 む）	特定建築物排出量削減計画書の提出等（義務） 緑化計画書の提出等（義務）	適応策	適応策の推進等（努力義務）
家庭（電気機器・ 住宅を含む）	温暖化対策の自主的实施（義務） 省エネ電気機器等の使用（努力義務）	横断的取組	関係者との連携及び協働（義務） 環境教育等の実施（努力義務） 環境産業の育成等（努力義務）
再エネ （エネ転換）	再エネの優先的利用（努力義務） 電気事業者排出量削減計画書の提出等（義務）		

脱炭素化

- 特定建築物排出量削減・再エネ導入計画・報告・公表制度
 - ・ 特定建築物における温室効果ガスの排出量の削減計画について、提出を義務付け（条例事項）
- 建築物脱炭素化推進事業
 - ・ 府内中小事業者や市町村に対してZEBアドバイザーを派遣（建築物のZEB化や省エネ設備の導入に向け、相談・助言）

※住宅：ZEH補助金、断熱・気密・省エネ住宅体験会

再エネ導入

- 特定建築物排出量削減・再エネ導入計画・報告・公表制度（再掲）
 - ・ 特定建築物への再エネ導入を義務（条例事項）
 - ・ 準特定建築物への再エネ導入を義務（条例事項）
- 事業者向け脱炭素行動促進事業
 - ・ 条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助
- マンション共用部再エネ促進事業

府内産木材の使用

- 特定建築物排出量削減・再エネ導入計画・報告・公表制度（再掲）
 - ・ 特定建築物において、府内産木材の使用を義務付け（条例事項）

緑化

- 建築物等の緑化
 - ・ 特定緑化地域において、敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築・改築時の緑化及び緑化計画書の提出を義務付け（条例事項）

- 「建築物（再エネ導入関係以外）」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

目標達成に向けた取組・・・建築物の環境性能の向上

＜今回、御意見をいただきたい事項＞

- ・ 「建築物」における目標達成に向けた取組の検討の方向として、不足している視点や、追加で求められるアプローチなどはあるか。
- ・ 「京都市らしさ・京都独自」の視点を取り入れた取組はあるか。

目標達成に向けた取組	現状	方向
建築物の環境性能の向上	➤ 建築物の新築・増築時の府内産木材等の使用の義務（特定建築物）、使用の努力義務 温対条例第22条 ➤ 屋上緑化・敷地内緑化の努力義務 ➤ ZEB（・ZEH）の普及促進 →府内におけるZEB化の実績は低い状況。 ZEBに関するセミナーの開催や中小企業等へのZEBアドバイザーの派遣を実施。 (ZEHの見学会や、補助を実施)	➤ 温室効果ガスの削減だけでなく、<u>住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保</u>等にもつながるZEB（・ZEH）の認知度の向上及び導入促進 ➤ 省エネの最大限実施という観点から、<u>窓断熱等を促進</u>

- 「建築物（再エネ導入関係）」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

→再エネ条例（次回の部会）・再エネプラン（再エネプラン委員会）の議論の中で検討。

目標達成に向けた取組	現状	方向
建築物の環境性能の向上	➤ 特定建築物（床面積2,000㎡以上）への再エネ導入義務の強化、準特定建築物（床面積が300㎡以上2,000㎡未満の建築物）への再エネ導入義務を令和4年4月から施行 再エネ条例第7条・第7条の2 → 義務以上の導入に対しての補助等の実施により、更なる再エネ導入の拡大を図っている。 ➤ 設計者への再エネ導入・省エネに係る情報提供の義務化を実施 再エネ条例第7条の3 ➤ 初期投資ゼロモデルなどの太陽光等再エネ設備の多様な導入形態の普及促進を実施	➤ 再エネ条例に規定する<u>再エネ導入義務履行の徹底</u> ➤ PPAの活用も含めた、<u>建築物</u>（既存建築物を含む）<u>の屋根における太陽光の導入促進</u> ➤ <u>自立型再エネ設備の導入支援</u> ➤ 次世代型太陽電池の活用

6 **＜参考＞ 条例・計画の進捗状況について**

京都府温暖化対策推進計画（緩和策）の指標について

51

分 野	指 標	策定時点	直近実績	2030年度目標	目標値の考え方
事業活動	特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合【%】	45.6 (2019)	71.7 (2022)	80	2018年度の特定事業者数に各部門の目標達成率を乗じて、 期待される目標達成事業者数を算出 し、加重平均をとって、全体の目標達成率を算出。
	特定事業者の温室効果ガス排出量【万t-CO2】	440 (2018)	344 (2022)	375	各部門の目標削減率を毎年達成すると仮定した場合の2030年度の特定事業者の温室効果ガス排出量を算出。
自動車交通	府内エコカー（HV/EV/PHV/FCV）の普及割合【%】	18.1 (2018)	24.4 (2023)	40	過去10年間のエコカー普及割合の伸び率と同程度の伸び率 で今後の10年間もエコカーが普及すると仮定して、設定。
	府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）【台】	6,263 (2019)	13,075 (2023)	20,000	前年販売実績の1割増で増加 すると仮定して、設定。
建築物	建築物省エネ法基準（2016年度）達成割合【300㎡以上新築住宅】【%】	69 (2019)	78.5 (2023)	100	建築物省エネ法で定める目標基準 であり、100%達成されるべきであるため、前計画と同様に100%と設定。
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量【kW】	10,856 (2018)	78,922 (2023)	47,000	再エネ条例改正による施策効果 を推計して設定。
家庭	家庭の「見える化」取組世帯総数【世帯】	245,075 (2019)	289,793 (2023)	333,000	毎年、直近の2019年度実績と同じ規模 （約8,000世帯）で継続的に行われると仮定して、設定。
	地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数【件】	2,071 (2019)	1,771 (2023)	2,000	前計画と同等の規模 を引き続き実施していくこととして設定。
再エネ	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合【%】	19.7 (2019)	18.3 (2022)	36～38	国の 第6次エネルギー基本計画に定める目標数値を適用 。
	府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合【%】	9.4 (2019)	11.2 (2022)	25以上	府のポテンシャルをふまえ、太陽光等を中心とした 電源ごとの導入目標の積み上げ により設定。
代替フロン	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率【%】	38.8 (2018)	43.5 (2022)	70	府独自の推計を行うことが不可能であることから、フロン類回収率は 環境省公表の全国値を適用 することとし、国の2030年度目標を適用。
廃棄物等	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量【トン】	123,060 (2015)	135,490 (2019)	74,000	京都府プラスチックごみ削減実行計画 において、2030年度に廃プラを4割削減することを掲げており、その目標を適用。
森林吸収源	ウッドマイレージCO ₂ 認証等製品年間出荷量【m ³ 】	32,280 (2017)	35,574 (2023)	42,000	府内産木材証明書発行実績における 木材利用量の伸び率と同程度の伸び率で増加 すると仮定して、設定。